



鳥取県公報

平成 29 年 8 月 4 日 (金)
第 8 9 2 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (515) (子育て応援課) 2
	都市計画法第 66 条による告示 (516) (道路建設課) 2
	指定居宅サービス事業者の指定 (517) (中部総合事務所福祉保健局) 2
	指定介護予防サービス事業者の指定 (518) (〃) 2
◇ 公 告	土地収用法施行令による公示送達 (県土総務課) 3
	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (2 件) (技術企画課) 3

告 示

鳥取県告示第515号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年8月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県結婚応援機運醸成キャンペーンと連動したイクメン養成キャラバン事業に係る委託業務公募型プロポーザル審査会	結婚応援機運醸成キャンペーンと連動したイクメン養成キャラバン事業の受託者の選定に関する事項	平成29年8月4日から同月25日まで	子育て王国推進局子育て応援課

鳥取県告示第516号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年8月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画事業の種類及び名称
鳥取都市計画道路事業 3・5・17号立川甌山線
- 2 施行者の名称
鳥取県
- 3 事務所の所在地
鳥取市東町一丁目220
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

鳥取県告示第517号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年8月4日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人誠医会	訪問看護ステーション大栄	東伯郡北栄町瀬戸53-2	平成29年8月1日	訪問看護

鳥取県告示第518号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成29年8月4日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人誠医会	訪問看護ステーション大栄	東伯郡北栄町瀬戸53-2	平成29年8月1日	介護予防訪問看護

公 告

土地収用法施行令（昭和26年法律第342号）第5条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり公示送達をする。

平成29年8月4日

鳥取県収用委員会会長 松 本 啓 介

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

住 所	氏 名
不明（最終住所：京都府京都市伏見区淀生津町617-3）	木下 建之助
不明（判明している住所：タイ王国パトウムタニー県タンヤブリー郡プラチャーティパット町）	表 欣吾

2 公示事項

国府簡易水道事業（広西配水池整備）及びこれに伴う管理用道路整備工事（鳥取県鳥取市国府町広西字大谷地内）に係る土地収用事件に係る土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第2項の規定に基づく裁決書について更正決定したところ、本人の住所が不明のため更正決定書を送付することができない。よって、当該更正決定書は、鳥取県収用委員会事務局（鳥取県県土整備部県土総務課内）（鳥取市東町一丁目220）において保管し、いつでもこれを交付するので、同人は当庁に出頭の上受領されたい。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、湯梨浜町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成29年8月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

羽合都市計画下水道 湯梨浜町公共下水道

2 縦覧場所

鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、湯梨浜町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成29年8月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

東郷都市計画下水道 湯梨浜町公共下水道

2 縦覧場所

鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）